

○雫石町移住支援金交付要綱

令和元年10月1日告示第107号

改正

令和2年6月16日告示第76号

令和3年3月31日告示第51号

令和4年5月17日告示第88号

令和5年4月1日告示第99号

令和5年4月1日告示第91号

令和5年7月24日告示第116号

令和7年4月1日告示第81号

雫石町移住支援金交付要綱

(目的)

**第1条** 雫石町は、岩手県ふるさと振興総合戦略及び第3期雫石町総合戦略に基づき、町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岩手県と共同して行う移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から町に移住した者が定着に至った場合又は起業等した場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付については、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）、法令等及びこの要綱の定めるところによる。

(交付金額)

**第2条** 移住支援金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を当該額に加算した額とする。

(1) 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が属する世帯が次に掲げるいずれの事項にも該当する場合 100万円

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に本町に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 前号以外の場合 60万円

(対象者要件)

**第3条** 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、第1号に該当し、かつ、第2号から第6号までのいずれかに該当する者とする。

(1) アからコまでのいずれにも該当する者

ア 本町へ転入した年月日（以下「転入日」という。）の直前10年間のうち、通算して5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。

（ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に住所を有し、東京23区の区域内の大学等へ通学した後に当該区域内の企業等に就職し、通勤した者（ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。）にあっては、当該大学等に通学した期間も通勤期間に含む。イにおいて同じ。）

イ 本町へ転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤期間については、転入日の3か月前までを当該期間の起算点とすることができる。）

ウ 令和7年4月1日以降に、本町へ転入したこと。

エ 移住支援金の申請時において転入日から1年以内であること。

オ 移住支援金の申請日から5年以上継続して本町に居住する意思を有していること。

カ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

キ 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関

する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有するものであること。

ク 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金の交付を受けていないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯委員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、岩手県及び雫石町が認める場合を除く。

ケ 他の補助制度による補助金その他これに準ずるもので町長が指定するものの交付を受けていないこと。

コ アからケまでに掲げるもののほか、町長又は岩手県知事が不適当と認めた者でないこと。

(2) 移住後の就業に関し、次に掲げるいずれの事項にも該当する者

ア 勤務地が東京圏以外の区域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先がマッチングサイト（岩手県が開設する求職者を対象とするインターネットサイトをいう。以下同じ。）に求人が掲載された対象法人（岩手県又は他の都道府県が選定した中小企業等であって、マッチングサイトに求人情報を掲載した法人をいう。以下同じ。）であること。

ウ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において対象法人に在職していること。

エ イに定める求人への応募日がマッチングサイトに当該求人が掲載された日以降の日であること。

オ 支援金の申請日から5年以上継続して対象法人に勤務する意思を有していること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業した者については、次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (4) テレワークによる就業者については、次に掲げる事項の全てに該当する者
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に勤務しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (5) 本町における地域の人々と関わりを有する者については、次に掲げる事項のアからウのいずれかに該当し、かつエからカのいずれかに該当する者
- ア 過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有すること。
- イ セツ森地域交流センター内のお試し住居を1週間以上、利用した者であること。
- ウ 岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者であること。
- エ 農林水産業や文化・伝統工芸職に就職する者。
- オ 家業等へ就業する者（親元などの農業経営、店舗や町工場など）。
- カ 起業し町内に事業所を設置する者。
- (6) 支援金の申請時において、岩手県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けており、当該交付決定日から1年以内である者
- (交付の申請)

**第4条** 申請者は、町長が別に定める日までに、雫石町移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (2) 写真付き身分証明書その他の本人確認をすることができる書類の写し
- (3) 移住先の住民票（前条第1号に該当する場合は、申請者を含む世帯員全員分）

- (4) 移住元の住民票の除票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認することができる書類（前条第1号に該当する場合は、申請者を含む世帯員全員分）
- (5) 移住後の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号）（就業の場合）
- (6) マッチング支援証明書（就業の場合）
- (7) 起業支援金の交付決定通知書の写し（起業の場合）
- (8) 移住前の就業先での就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第4号）その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認することができる書類（東京23区以外の東京圏から東京23区内の企業等へ通勤していた場合）
- (9) 開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認することができる書類（法人経営者又は個人事業主として東京23区以外の東京圏から東京23区内へ通勤していた場合）
- (10) 前条第5号に該当する者については、当該要件を満たしていることが確認できる書類（岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者については、関係人口証明書（様式第5号））
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類（交付決定）

**第5条** 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めたときは速やかに雫石町移住支援金交付決定通知書（様式第6号）により、不交付を決定したときは雫石町移住支援金不交付決定通知書（様式第7号）により当該申請者に通知する。

（支援金の交付）

**第6条** 交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に移住支援金の交付を行う。

（交付決定通知書の再交付）

**第7条** 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、雫石町移住支援金交付決定通知書再交付願（様式第8号。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

（再交付決定及び通知）

**第8条** 町長は、再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに雫石町移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式第9号）により、申請者に交付する。

（報告及び立入調査）

**第9条** 県及び町は、いわて暮らし応援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定を行った申請者に対し、いわて暮らし応援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

**第10条** 町長は、移住支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、交付した支援金のうち当該各号に定める額の返還を命ずるものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岩手県及び町が認めた場合はこの限りでない。

（1）次に掲げるいずれかに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請等をしたことが判明した場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に町から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（2）移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した町から転出した場合 半額

（雑則）

**第11条** この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、岩手県と町が協議して定める。

**附 則**

この告示は、告示の日から施行し、平成31年4月1日以降に本町に転入した者について適用する。

**附 則**（令和2年6月16日告示第76号）

この告示は、告示の日から施行する。

**附 則**（令和3年3月31日告示第51号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則**（令和4年5月17日告示第88号）

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（適用区分）

2 この告示による改正後の雫石町移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以降に本町に転入した者について適用し、同日前に転入した者についてはなお従前の例による。

**附 則**（令和5年4月1日告示第99号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の雫石町移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に本町に転入した者について適用し、同日前に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則 (令和5年4月1日告示第91号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年7月24日告示第116号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の第2条及び第3条の規定は、令和5年6月23日以降に本町に転入した者について適用し、同日前に転入した者についてはなお従前の例による。

附 則 (令和7年4月1日告示第81号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の雫石町移住支援金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以降に本町に転入した者について適用し、同日前に転入した者についてはなお従前の例による。